

議案第102号及び議案第103号の参考資料

## 特別職報酬等改定案

<期末手当の支給割合>

議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員  
市長、副市長及び教育長

|                  | 6月期    | 12月期   | 総支給割合  |
|------------------|--------|--------|--------|
| 令和4年度<br>(現 行)   | 2. 15月 | 2. 15月 | 4. 30月 |
| 令和4年度<br>(改定案)   | 2. 15月 | 2. 25月 | 4. 40月 |
| 令和5年度以降<br>(改定案) | 2. 20月 | 2. 20月 | 4. 40月 |

備考 適用年月日は、令和4年12月1日からとする。ただし、令和5年度以降の期末手当については、令和5年4月1日からとする。